

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 45 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積 2 平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3) の 2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 3 号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) の 2 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8) の 2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
- (9) の 2 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
- (10) 燃料電池発電設備（第 7 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 11 条第 4 項に定めるものを除く。）
- (12) 蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）
- (13) 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (14) 水素ガスを充填する気球

【予防規則】

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 14 条 条例第 45 条第 1 号から第 13 号までに掲げる火を使用する設備等の設置の届出は、当該設備等の設置工事に着手する日の 5 日前までに、設置する設備に応じ、次に掲げる設置届出書を、大規模建築物等の新築（敷地内増築の新築は除く。）の工事に係る場合にあつては消防長に、その他の場合にあつては所轄消防署長に 2 通提出して行うものとする。

- (1) 火を使用する設備等の設置の届出（様式第 8 号）
- (2) 急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備設置の届出（様式第 8 号の 2）
- (3) ネオン管灯設備設置の届出（様式第 8 号の 3）

(水素ガスを充てんする気球の設置の届出)

第 15 条 条例第 45 条第 14 号に掲げる水素ガスを充てんする気球の設置の届出は、設置する日の 3 日前までに、水素ガスを充てんする気球の設置届出書（様式第 9 号）を所轄消防署長に 2 通提出して行うものとする。

【解釈及び運用】

1 本条は、第2章第1節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものである。これは、一定規模以上の設備を設置しようとする者に対して届出義務を課し、いわば自動的届出を立入検査等の端緒とすることによって、消防機関の防火対象物に対する実態把握の完璧を期そうとしたものであり、また、消防用設備等審査基準 基準13 消火器具の設置及び維持に関する基準3(4)により規制する場合は、届け出を指導するものとする。ただし、法第11条第1項による許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所に第2章第1節に規定する火を使用する設備が設置されている場合を除く。

なお、各設備の概要については、第2章第1節各条の【解釈及び運用】を参照のこと。

また、「奈良県広域消防組合火災予防規則等の一部改正に伴う事務取扱いについて」（平成27年8月26日付け本予防第211号）の記2による火災予防条例等の届出にあっては、消防署長の事務である。

2 第3号

「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に炉の設置面積の対象を定めたのは、炉の規模、それに伴う火災危険性は、据付面積におおむね集約することができるからである。

3 第3号の2

厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のときに届出を義務付けたものである。厨房設備の位置及び構造の基準については、第2条第3項の「不燃区画室」の規定を準用していることから、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350キロワット以上となる時、当該厨房室を不燃材料で区画する必要があるため、届出させることにより適切な指導、助言を行おうとするものである。

4 第4号

条例別表第1に掲げる温風暖房機（入力が70キロワット以下のもの）については、「火災予防上安全な距離」として別表第1に離隔距離を規定しているが、入力が70キロワット以上の温風暖房機については、一律に決め難く、そのつど判断することとして「火災予防上安全な距離」を規定していない。この場合において、「火災予防上安全な距離」については、「防火性能評定委員会」で評定を行い、「火災予防上安全な距離」を温風暖房機本体に表示することとなった。そのため、入力が70キロワット以上の温風暖房機を設置するに当たり、届け出させて適正な「火災予防上安全な距離」の確保を図ろうとするものである。

なお、第5号に規定する給湯湯沸設備について届出義務を課したのも、同じ理由からである。

5 第5号

本号の規定による届出義務があるボイラーは、次に掲げるもの（個人の住居に設けられるものを除く。）が該当する。（第3条の【解釈及び運用】1を参照のこと。）

- (1) 労働安全衛生法の適用を受けない防火対象物に設置されたボイラー
- (2) 簡易ボイラー、小型ボイラー、移動式ボイラー（注）

なお、設置するボイラーの分類に応じた届出の提出先は、次表のとおりである。

表 ボイラー設置届出の提出先

| ボイラー分類 | 届出の提出先 |
|------------|------------|
| 労基ボイラー | 所轄労働基準監督署長 |
| 簡易ボイラー | 所轄消防署長 |
| 小型ボイラー | 所轄消防署長 |
| 移動式ボイラー（注） | 所轄消防署長 |

（注）1年以上同一場所で使用されるもの及び蒸気機関車に用いられるものを除く。

6 第7号の2

入力70キロワット未満の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機は、JISに適合するとともに、公的検査機関の行う検査に合格する必要があるが、入力70キロ以上のものは、JISがなく、「防火性能評定委員会」で評定を受けることとなっている。この評定を受けたことを確認するため、届出義務を課したものである。

ガス機器メーカーでは、冷暖房の能力を出力（単位：馬力）で表示しているため、入力70キロワットを出力に換算すると、約26馬力に相当する。

したがって、26馬力以上の冷暖房能力を有するヒートポンプ冷暖房機を設置するときに届出が必要となる。

7 第12号

本号の規定による届出義務がある蓄電池設備は、蓄電池容量が20キロワット時（kWh）を超えるものが該当する。

8 第14号

「水素ガスを充てんする気球の設置」とは、建築物（屋上）、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定することをいう。

したがって、掲揚のみならずけい留を含み、掲揚前に一定時間けい留する場合は、けい留前に届け出を要する。また、届け出た掲揚又はけい留期間が過ぎて掲揚又はけい留を行う場合は、新たに届出を要するものである。